

上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想策定支援業務

公募型プロポーザル募集要領

【問い合わせ先】

上尾伊奈資源循環組合

埼玉県上尾市大字平塚 9 5 1 - 2 イコス上尾 内

電話：0 4 8 - 6 5 8 - 9 4 7 1 (直通)

FAX：0 4 8 - 6 5 8 - 9 4 7 2

メールアドレス：ageoinashigenjunkan@bz04.plala.or.jp

上尾伊奈資源循環組合

令和 5 年 5 月 9 日

目次

1.	委託業務の目的	1
2.	委託業務の概要	1
3.	委託料限度額	1
4.	発注者	1
5.	参加資格	1
6.	スケジュール	3
7.	募集要領等の公表	3
8.	質問の受付及び回答	3
9.	参加表明書等の提出	4
10.	参加資格確認結果の通知	4
11.	提案書等の提出	6
12.	選定方法	7
13.	結果の公表	10
14.	契約の締結	11
15.	留意事項	11

1. 委託業務の目的

上尾市と伊奈町が検討を進めるごみ広域処理施設の整備に伴う基本構想の策定を支援することを目的とする。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名称：上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想策定支援業務
- (2) 委託期間：契約締結日から令和6年3月29日（金）まで
- (3) 委託内容：「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想策定支援業務委託仕様書」のとおり

3. 委託料限度額

契約上限額は、以下のとおり（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想策定支援業務：11,030,000円

4. 発注者

発注者 上尾伊奈資源循環組合 管理者 畠山 稔

【事務局】上尾伊奈資源循環組合事務局（担当者：須藤）

所在地：〒362-0011 上尾市大字平塚951-2

電話：048-658-9471

FAX：048-658-9472

E-mail：ageoinashigenjunkan@bz04.plala.or.jp

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件に該当する者とする。なお、プロポーザルに参加できる者の形態は、法人とする。

当該参加資格を有することを証する書類に虚偽があった場合は直ちに参加資格を失うものとし、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合も同様とする。

(1) 法人に関すること

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者（破産者で復権を得ない者等）でないこと。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である代表者、役員又は使用人を有する法人等並びにそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。
- ③上尾市又は伊奈町の競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量業務）に登録さ

れていること。

- ④上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱又は伊奈町建設工事等業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止等の措置を令和5年5月22日から契約締結の日までの期間に受けていない者であること。
- ⑤上尾伊奈資源循環組合物品及び業務委託等競争入札参加者の資格等に関する規則にある資格審査を受けることができない者に該当しない者であること。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、手続開始決定を受けている者を除く。）
- ⑦国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していないこと。
- ⑧平成25年度以降に、地方公共団体又は一部事務組合が発注する、一般廃棄物のごみ焼却処理施設（150t/日以上）に伴う基本構想又は基本計画の策定支援業務について、元請として完了させた実績があること。

(2) 配置技術者に関すること

本業務においては、管理技術者及び担当技術者を配置するものとし、その者の要件は次のとおりとする。

- ①管理技術者は、廃棄物関連施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士【総合技術管理部門（衛生工学－廃棄物管理）】または【衛生工学部門（廃棄物管理）】の資格を有するものであること。
- ②担当技術者は、廃棄物関連施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士【衛生工学部門（廃棄物管理）】の資格を有するものであること。
- ③担当技術者は、管理技術者を兼ねてはならない。
- ④管理技術者及び担当技術者いずれも、平成25年度以降に、同種業務に係る実績を有する者とする。（参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。）

6. スケジュール

項目 内容	日程	
	参加者が5者を超える場合	参加者が5者以下の場合
公募日	令和5年5月9日(火)	同左
質問の受付期間	令和5年5月9日(火) 午前9時から 令和5年5月16日(火) 午後5時まで	同左
質問の回答期限	令和5年5月18日(木)	同左
参加表明書の提出	令和5年5月22日(月) 午後5時まで	同左
参加資格確認通知	令和5年5月24日(水)	同左
提案書の提出期間	令和5年5月29日(月) 午前9時から 令和5年6月9日(金) 午後5時まで	同左
第1次審査(書類選考)	令和5年6月16日(金)	—
第1次審査結果通知	令和5年6月21日(水)	—
第2次審査 (プレゼンテーション等)	令和5年6月29日(木) ※時間は、別途通知	令和5年6月16日(金) ※時間は、別途通知
プロポーザル結果通知 および選定結果公表	令和5年7月上旬(予定)	令和5年6月下旬(予定)
契約締結	令和5年7月下旬(予定)	令和5年7月中旬(予定)

7. 募集要領等の公表

(1) 公表日

令和5年5月9日(火)

(2) 公表方法

上尾市・伊奈町それぞれのホームページで公表する。

【上尾市】 <https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s251000/>

【伊奈町】 https://www.town.saitama-ina.lg.jp/soshiki/11-2-0-0-0_1.html

8. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和5年5月9日(火) から令和5年5月16日(火) 午後5時受信分まで。

(2) 質問方法

「(様式1) 質問書」に必要事項を記載し、電子メールにて「4. 発注者」へ提出すること。

※電子メール以外での質問は受け付けません。

※表題を『(貴社名) プロポーザル質問』とし、メール送信後、「4. 発注者」に送信確認の電話をすること。

※電子メールを送信する際は、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除に細心の処理を実施し、送信すること。

(3) 回答方法

質問事項に対する回答は、令和5年5月18日(木)午後5時までに、上尾市・伊奈町それぞれのホームページに「(様式2) 回答書」を掲載する。

9. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限：令和5年5月9日(火)から令和5年5月22日(月)午後5時まで

(2) 提出先：「4. 発注者」

(3) 提出書類：以下のとおりとする

様式	名称	提出部数	備考
様式3	参加表明書	1部	
様式4	参加者概要	1部	
様式5	業務実績調書	1部	添付資料あり
様式6	業務実施体制	1部	
様式7	管理・担当技術者の経歴等	1部	添付資料あり

(4) 提出方法：持参(平日の午前9時から午後5時まで)又は郵送(一般書留、簡易書留等、記録の残る方法に限る。)

※持参の場合は、事前に「4. 発注者」に連絡すること。

※郵送の場合は、令和5年5月22日(月)午後5時必着とする。

(5) 参加表明後の辞退

参加表明後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「(様式8) 参加辞退届」を、(4)と同様の方法で「4. 発注者」に提出すること。

10. 参加資格確認結果の通知

(1) 通知日：令和5年5月24日(水)

(2) 通知方法：参加者全員に「(様式9) 公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書」を郵送及び電子メールで通知する。

※提案書等に記載する団体番号は、本通知において指定する。

1 1. 提案書等の提出

(1) 提出期間：令和5年5月29日（月）から令和5年6月9日（金）まで

(2) 提出先：「4. 発注者」

(3) 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（一般書留、簡易書留等、記録の残る方法に限る。）

※持参の場合は、事前に「4. 発注者」に連絡すること。

※郵送の場合は、令和5年6月9日（金）午後5時必着とする。

※提出書類に記載誤り等あった場合には、返送し、修正を依頼する場合がある。修正後の提出が提出期間内でない場合は、受付できないので注意すること。

(4) 提出書類：以下のとおりとする。

	様式	名称	提出部数
提案書正本	様式10-1	表紙（正本用）	1部
	任意様式	提案書本体	
	様式11	業務工程表	
提案書副本	様式10-2	表紙（副本用）	7部
	任意様式	提案書本体	
	様式11	業務工程表	
その他	様式12	見積書及び積算内訳書	1部
	様式13	提案書の開示に係る意向申出書	1部
	電子ファイル（CD-R）	提案書正本のデータ一式	1部

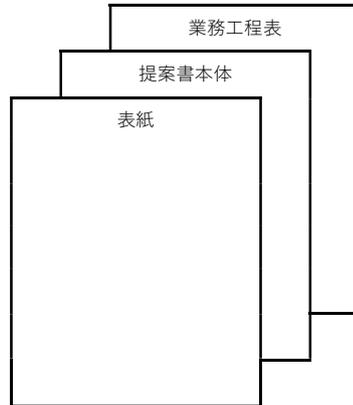
(5) 提案書作成時の留意点

①提案書本体の内容について

- ア 仕様書の業務内容に掲げているすべての項目について、具体的な提案を項目順に記載すること。
- イ 業務内容についての具体的な提案ごとに、実施方法やその実施方法を採用する理由等の提案の特徴について記載すること。
- ウ 仕様書の業務内容に掲げられている項目以外で、より効果的な事業となるような独自の実施内容等があれば提案すること（ただし、これに係る経費は提出する見積書に記載される項目に含まれることとする。）。

②提案書の体裁

- ア 日本産業規格によるA4判の規格ですべて片面印刷により作成し、提案書正副本をそれぞれ次の順に綴じること。また、通しでページ番号を付し、製本（ファイル等で閉じる）すること。



- イ 書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。
- ウ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によることとし、12ポイント以上のフォントサイズとすること。
- エ ページ数の制限はないが、プレゼンテーションにおいて説明できる範囲とすること。
- オ 専門用語等を使用する場合は、提案書の欄外や用語集等を用いて分かりやすい説明となるようにすること。

③提案内容の記載漏れの注意

プレゼンテーションでは、提案書に記載のない提案を新たに盛り込み、説明をすることは認めないので、その点に留意して、漏れなく内容を記載すること。

④提案者情報の記載不可

提案書の副本には、発注者が提示した団体番号を記載することとし、事業者が特定される固有名詞、情報、文言、ロゴマーク等を記載しないこと。

⑤著作権、特許権等

提案書に著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、参加者が負うものとする。

(6) 「(様式12) 見積書及び積算内訳書」について

- ①見積金額は、仕様書及び提案書の記載内容を実現するために必要な全ての経費を積算し、記入すること。

- ②見積金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記入すること。
- ③見積金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額）が、「3. 委託料限度額」の契約上限額を上回らないよう注意すること。

(7) 「(様式13) 提案書の開示に係る意向申出書」について

提案書等は、原則としてその全部を公開又は公表するが、例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報は、本組合の判断で非公開又は非公表とする。

本組合が、提案者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、意向申出書を提出すること。

12. 選定方法

本発注者が設置する選定委員会が、下記の審査を行い、契約予定事業者を選定する。

(1) 第1次審査（書類審査）

参加者が5者を超える場合は、提出された参加表明書等と提案書等に基づき、第1次審査の審査基準により審査を行い、得点の高い者から最大5者を第2次審査の対象とする。

※選定委員会による内部審査のため、プロポーザル参加者は出席しない。

※複数の者が同点となった場合は、委員の多数決で順位を決定する。

①実施日：令和5年6月16日（金）

②審査基準：以下のとおりとする。

審査項目	審査の観点	点数
選定委員持ち点1人 30点×7人=210点		
業務遂行能力 10点	地方自治体等発注の同種又は類似業務の実績の成果等が適切であるか。	5点
	管理技術者の業務遂行能力があるか。主担当技術者の業務遂行能力及び実績業務における人員配置が適切であるか。	5点
実施内容 20点	建設候補地及びその周辺の現状及び地域特性等の把握検討方法は適切か。策定できる手法になっているか。	10点
	策定されている上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画等活用は適切か。	10点
合計		30点

③通知日：令和5年6月21日（水）

④通知方法：参加者全員に「(様式14) 公募型プロポーザル方式第1次審査選定結

果通知書」を郵送及び電子メールで通知する。

※第1次審査を実施しない場合は、令和5年6月12日（月）までに「（様式15）公募型プロポーザル方式第2次審査（プレゼンテーション）について」を郵送及び電子メールで通知する。

※本通知で第2次審査（プレゼンテーション）の参加者ごとの開始時間を通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

プレゼンテーションによる審査を実施し、契約予定事業者を選定する。

①実施日：令和5年6月29日（木）

※第1次審査を実施しない場合は、令和5年6月16日（金）

②実施場所：上尾市役所301会議室

③参加者：3名以内（管理技術者となる予定者は必ず出席すること。）

④時間：プレゼンテーション（25分以内）

質疑応答（15分程度）

⑤審査基準：以下のとおりとする。

審査項目	審査の観点	点数
①提案書	選定委員持ち点1人90点×7人=630点	
業務遂行能力 10点	【業務工程】 仕様書の内容を理解し、具体的かつ達成できるスケジュールとなっているか。	5点
	【実施体制】 本業務遂行に十分な事業実施体制、組織体制となっているか。	5点
実施内容 80点	【事業の理解度】 ・国のプラスチック分別や廃棄物処理に関する政策の動向及び上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画を踏まえ、業務の目的等を適切に理解した提案であり、提案内容が本発注者の方針と合致しているか。	15点
	【候補地特性調査】 ・高圧線による制限や河川拡幅予定、都市計画道路上尾伊奈線の位置等、基礎情報の収集や土地における制限等についての調査手法は適切か。	5点
	【処理方式、事業手法、財政計画検討調査】	10点

	・処理方式のメリットデメリット、事業手法、財政計画について精通しており、十分な情報収集を基に検討できる内容となっているか。	
	【公害防止検討調査】 ・公害防止条件について、両市町の防止条件に加え、近隣・先進事例の調査方法は適切か。	5点
	【電気・機械設備検討調査】 ・電気・機械設備の検討にあたり、国等の動向や先進技術を見据えた調査となっているか。	5点
	【土木・建築物検討調査】 ・建築面積の算定、及びそれに伴う造成等について、複数案を策定し検討できる内容になっているか。	10点
	【車両搬入出等検討調査】 ・周辺道路環境や繁忙期の渋滞等も含め調査できる内容となっているか。	10点
	【余熱利用・地域貢献検討調査】 ・将来のごみ処理動向を見据えた効率的な余熱利用の検討及び余熱利用の可否も含めた地域貢献策について、他自治体の事例情報収集等を基に検討できる内容となっているか。	10点
	【ごみ処理施設建設検討委員会実施支援】 ・ごみ処理施設建設検討委員会の運営支援ができるか。	10点
②事業経費 選定委員持ち点1人10点×7人=70点		
価格 10点	提案書の内容と比較して見積価格は適正か。	10点
	合計	100点

⑤留意事項

- ・プレゼンテーションは、事前に提出された提案書を用いて行うこととし、当日の差し替え、再提出、追加、削除は認めない。
- ・プレゼンテーションに必要な機器等は、参加事業者が用意すること。
- ・参加事業者が1者の場合も実施する。

(3) 契約予定事業者の選定

プレゼンテーション実施後、選定委員会による審査を行い、プレゼンテーションに参加した全ての参加者の順位を決定する（委員1人持ち点：100点、委員7人：合計700点満点）。その結果、最も得点の高い参加者を契約予定事業者とする。また、2番目に得点の高い参加者を次点の契約予定事業者とする。

なお、最高得点者が複数いる場合は、以下の順位付け条件のとおり決定する。

【順位付け条件】

- ① 審査項目のうち、「実施内容」の点数が最も高い者
 - ② ①が複数いる場合は、審査項目のうち、「業務遂行能力」の点数が最も高い者
 - ③ ②が複数いる場合は、委員の多数決により契約予定事業者を決定する。
- ただし、合計点が60%未満の場合は契約予定事業者として選定しない。
また、合計点について、全ての参加者が満点の60%未満の場合は、契約予定事業者として選定せず、再公募を行うものとする。

(4) その他

①失格：次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 参加申込み及び提案に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しない場合
- イ 「5. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ウ 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- エ 見積額が契約上限額を超えている場合
- オ プレゼンテーションに遅刻した場合及び参加しなかった場合
- カ 選定の公平性を害する行為があった場合
- キ 上記ア～カに定めるもののほか、提案に当たり、著しく信義に反する行為等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合

②その他：審査及び選定は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

13. 結果の公表

選定結果は、プレゼンテーションに参加した全ての参加者に対し令和5年7月上旬（第1次審査を実施しない場合は6月下旬）に「(様式16) 公募型プロポーザル方式選定結果通知書」を郵送及び電子メールにて通知するとともに、上尾市・伊奈町それぞれのホームページで公表する。

14. 契約の締結

契約予定事業者に選定された者は、本発注者と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとする。(令和5年7月予定)

なお、契約については、上尾伊奈資源循環組合契約規則(令和5年上尾伊奈資源循環組合規則第22号)に準じて締結するものとする。契約予定事業者が、何らかの理由により契約に合意・締結しなかった場合は、次点の契約予定事業者を新たな契約予定事業者として協議を行う。

15. 留意事項

- (1) このプロポーザルに関する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類について、その提出後の差し替え、修正、変更は認めない。
- (3) 提出された全ての書類について、一切返却しない。
- (4) 提出書類の著作権は、作成した参加者に帰属する。ただし、契約予定事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、本発注者がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 契約予定事業者は、提案時の提出書類の「(様式11) 業務工程表」に記載する内容を基に本発注者と協議し、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本発注者の許可なく変更はできないものとする。
- (6) 参加表明の「(様式6) 業務実施体制」に記載する配置予定者がやむを得ない事情により交代する場合は、本発注者と協議し、事前に承認を得ること。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、上尾伊奈資源循環組合情報公開条例(令和5年上尾伊奈資源循環組合条例第24号)に基づいて提出書類の公開について判断する。
- (8) 受注者は、本業務の全部を一括して、又は本業務における主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分ではない業務について、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9) 今回の募集については、契約日以降の事業の準備行為として実施するものであり、災害等により事業を中止することがある。その場合であっても、本発注者は提案に要した経費についての補償等は一切行わない。